【第9期介護保険料の考え方】

〇介護給付費準備基金

介護保険特別会計において発生した余剰金を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金のこと。介護保険 財政を安定して運営するために重要な役割を果たしています。

○第8期における基金取り崩し計画(前回)

	取り崩し前		
保険料	1, 401, 362, 261 円		
収納必要額	1, 401, 302, 201		
予定保険料	99. 71%		
収納率	99.71%		
被保険者数	20, 204 人		
月額保険料	5, 797 円		
基準額	0, 191 FJ		

取り崩し額 168,500,000円 (当時基金残高) 272,647,356円

 \Rightarrow

取り崩し後		
1, 232, 862, 261 円		
99. 71%		
20, 204 人		
5, 100 円		

〇第9期における基金取り崩し計画(今回)

	取り崩し前(A案)		
保険料	1, 526, 659, 721 円		
収納必要額	1, 520, 659, 721		
予定保険料	99. 85%		
収納率	99. 00%		
被保険者数	20,006 人		
月額保険料	6, 369 円		
基準額	<u>0, 309 🗂</u>		

取り崩し額 88,388,369 円 (現在基金残高) 166,867,898 円

 \Rightarrow

取り崩し後(B案)		
1, 438, 271, 352 円		
99. 85%		
20,006 人		
6,000円		

〇保険料段階の変更

所得 段階	対象者	割合
第 1 段階	・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税)・老齢福祉年金の受給者・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.3
第 2 段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が80万円を超え120万 円以下の方	基準額 ×0.5
第 3 段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が120万円を超える方	基準額 ×0.7
第 4 段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金 等収入+合計所得金額が 80 万 円以下の方	基準額 ×0.9
第 5 段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金 等収入+合計所得金額が 80 万 円を超える方	基準額 ×1.0
第 6 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.2
第 7 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 120 万円以上 210 万円未満 の方	基準額 ×1.3
第 8 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 210 万円以上 320 万円未満 の方	基準額 ×1.5
第 9 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 320 万円以上の方	基準額 ×1.7

所得 段階	対象者	割合
第1 段階	・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税)・老齢福祉年金の受給者・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.285
第 2 段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が80万円を超え120万 円以下の方	基準額 ×0.485
第3 段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が 120 万円を超える方	基準額 ×0.685
第 4 段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金 等収入+合計所得金額が 80 万 円以下の方	基準額 ×0.9
第 5 段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金 等収入+合計所得金額が 80 万 円を超える方	基準額 ×1.0
第 6 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.2
第 7 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 120 万円以上 210 万円未満 の方	基準額 ×1.3
第8 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 210 万円以上 320 万円未満 の方	基準額 ×1.5
第 9 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 320 万円以上 420 万円未満 の方	基準額 ×1.7
第 10 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 420 万円以上 520 万円未満 の方	基準額 ×1.9
第 11 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 520 万円以上 620 万円未満 の方	基準額 ×2.1
第 12 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 620 万円以上 720 万円未満 の方	基準額 ×2.3
第 13 段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 720 万円以上の方	基準額 ×2.4



〇介護保険料の対比

【A案】

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額	月額
第1段階	・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税)・老齢福祉年金の受給者・本人課税対象年金収入額+合計所 得金額が80万円以下の方	基準額 × 0. 285	21, 700 円	1, 815 円
第2段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所 得金額が80万円を超え120万円以 下の方	基準額 × 0. 485	37, 000 円	3, 089 円
第3段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所 得金額が120万円を超える方	基準額 × 0. 685	52, 300 円	4, 363 円
第4段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収 入+合計所得金額が80万円以下の 方	基準額 ×0.9	68, 700 円	5, 732 円
第5段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方	基準額 ×1.0	76, 400 円	6, 369 円
第6段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 120万円未満の方	基準額 ×1.2	91, 700 円	7, 643 円
第7段階	·本人住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 ×1.3	99, 300 円	8, 280 円
第8段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	114, 600 円	9, 554 円
第9段階	·本人住民税課税で、合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の方	基準額 ×1.7	129, 900 円	10, 827 円
第 10 段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	145, 200 円	12, 101 円
第 11 段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	160, 400 円	13, 375 円
第 12 段階	·本人住民税課税で、合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の方	基準額 ×2.3	175, 700 円	14, 649 円
第 13 段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 720万円以上の方	基準額 ×2.4	183, 400 円	15, 286 円

※ 年額の基準額については 10 円単位を切り捨て

【B案】

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額	月額
第1段階	・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税)・老齢福祉年金の受給者・本人課税対象年金収入額+合計所 得金額が80万円以下の方	基準額 × 0. 285	20, 500 円	1, 710 円
第2段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所 得金額が80万円を超え120万円以 下の方	基準額 × 0. 485	34, 900 円	2, 910 円
第3段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所 得金額が 120 万円を超える方	基準額 ×0.685	49, 300 円	4, 110 円
第4段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収 入+合計所得金額が80万円以下の 方	基準額 ×0.9	64, 800 円	5, 400 円
第5段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方	基準額 ×1.0	72, 000 円	6, 000 円
第6段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 120万円未満の方	基準額 ×1.2	86, 400 円	7, 200 円
第7段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 ×1.3	93, 600 円	7, 800 円
第8段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	108,000円	9,000円
第9段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の方	基準額 ×1.7	122, 400 円	10, 200 円
第 10 段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 420万円以上 520万円未満の方	基準額 ×1.9	136, 800 円	11, 400 円
第 11 段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 520万円以上 620万円未満の方	基準額 ×2.1	151, 200 円	12, 600 円
第 12 段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の方	基準額 ×2.3	165, 600 円	13, 800 円
第 13 段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 720万円以上の方	基準額 ×2.4	172, 800 円	14, 400 円

※ 年額の基準額については10円単位を切り捨て

第8期(令和3年度~5年度)における河合町の介護保険料 介護保険料 基準月額5,100円

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額	月額
第1段階	・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税)・老齢福祉年金の受給者・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.3	18, 300 円	1, 530 円
第2段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額 ×0.5	30, 600 円	2, 550 円
第3段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計 所得金額が120万円を超える方	基準額 ×0.7	42, 800 円	3, 570 円
第4段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金 等収入+合計所得金額が 80 万 円以下の方	基準額 ×0.9	55, 000 円	4, 590 円
第5段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金 等収入+合計所得金額が 80 万 円を超える方	基準額 ×1.0	61, 200 円	5, 100円
第6段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.2	73, 400 円	6, 120 円
第7段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 120 万円以上 210 万円未満 の方	基準額 ×1.3	79, 500 円	6, 630 円
第8段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 210 万円以上 320 万円未満 の方	基準額 ×1.5	91, 800 円	7, 650 円
第9段階	・本人住民税課税で、合計所得金 額が 320 万円以上の方	基準額 ×1.7	104, 000 円	8, 670 円